

取り付けましたか？

住宅用火災警報器



他三百七十一人となっており、火災に気づかず逃げ遅れによって亡くなった方が圧倒的に多いのが分かります。

住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器とは住宅内で発生した火災（煙または熱）を感じ、音や音声、光によって居住者に知らせる警報器です。

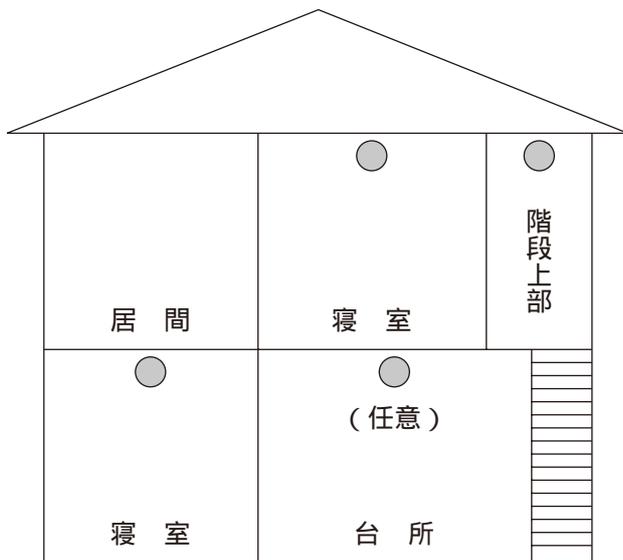


住宅用火災警報器

設置場所

取り付ける場所は主に寝室です。

2階建て住宅 火災警報器設置場所



●は設置場所です

知多半島では台所の設置義務はありません

消防署からの注意事項

違法な価格で販売する悪質販売業者が発生しています。消防署が訪問販売することはありません。訪問販売業者に対しておかしいと思っただけはつきり購入を断ってください。

各地から住宅用火災警報器を設置したことにより、被害を最小限度に抑えられた事例が寄せられます。一日も早い「住宅用火災警報器」設置をしてください。

問い合わせ先

知多中部広域事務組合消防本部
予防課 ☎(21)1491

購入するには

消防署では販売していません。近くのホームセンター、ガス器具販売店、防災設備取扱い店、家電販売店などで購入してください。

二階に寝室がある家は、寝室のほかに階段の上部にも取り付けなければなりません。自動火災報知設備が設置されている家には住宅用火災警報器を設置する必要はありません。

寝室と階段には煙感知式の警報器を取り付けなければなりません。台所では熱感知式の警報器でも可（任意設置）。

消防法の改正により、平成二十年六月一日からすべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

平成二十一年中に、全国で五万二千三百九十四件の火災が発生し千九百六十九人の尊い命が犠牲になりました。

一般住宅と併用住宅の火災は一万二千十一件発生し、千二百二十三人（自殺者を除く）が亡くなりました。住宅火災による死者のうち、六十五歳以上の高齢者が七百十人と約六割を占め、死者の発生した経過をみると、逃げ遅れ六百六十七人、着衣着火六十人、出火後再進入二十五人、その